

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 2 7 年度第 5 回弘前市建築審査会
開 催 年 月 日	平成 2 8 年 3 月 2 2 日 (火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	1 5 時 0 0 分 から 1 5 時 4 5 分まで
開 催 場 所	弘前市役所本館 4 階第 2 委員会室
議 長 等 の 氏 名	弘前市建築審査会会長 新谷 清敏
出 席 者	<p>会長 新谷 清敏</p> <p>職務代理者 津村 浩三</p> <p>委員 中林 弓子</p> <p>委員 長利 清文</p>
欠 席 者	委員 野呂 知子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	<p>建設部長 板垣 宣志</p> <p>建築指導課長補佐 佐藤 久男</p> <p>建築指導課総括主幹 岸 勝浩</p> <p>建築指導課主事 葛西 主馬</p>
関 係 人 出 席 者	
会 議 の 議 題	弘前市建築審査会平成 2 8 年第 1 号審査請求事件の裁決について
会 議 結 果	弘前市建築審査会平成 2 8 年第 1 号審査請求事件を却下裁決とする。
会 議 資 料 の 名 称	・裁決書 (案)

<p>会 議 内 容</p> <p>(発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>公開</p> <p>・傍聴者 なし</p>

会議内容

事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。
今日は野呂委員から欠席のご連絡を頂いております。
委員の皆様には、公私ともにご多忙のところ、
お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成27年度第5回弘前市建築審査会
を開会いたします。

本日の案件は、「弘前市建築審査会平成28年第1
号審査請求事件の裁決について」となっております。

それでは、これから審議に入りますが、弘前市建築
審査会条例第4条第1項の規定により、会議の議長は
会長が務めることになっております。それでは新谷会
長よろしくお願いいたします。

議長

皆様どうもご苦労さまでございます。

本日は、野呂委員が欠席しておりますが、弘前市建
築審査会条例第4条第2項により、過半数以上の委員
が出席しておりますので、会議は成立いたします。

よって、ただちに会議に入ります。

それでは、「弘前市建築審査会平成28年第1号審
査請求事件の裁決について」の審議に入ります。

3月16日に開催した審査会におきまして、弘前市

建築審査会平成28年第1号審査請求事件については「却下」の裁決とする方針としました。

そして、その方針に基づき、裁決書（案）を〇〇委員に作成していただきました。

〇〇委員、日にちもなくお忙しい中ありがとうございます。

皆さまのお手元に裁決書（案）の写しがお配りされていると思います。

それでは、裁決書（案）の内容を確認していきたいと思います。

〇〇委員から裁決書（案）について、読み上げていただけますでしょうか。
よろしく申し上げます。

〇〇委員 それでは私の方から読み上げさせていただきます。

（裁決書読み上げ）

議長 それでは、この裁決書（案）の内容につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

ございませんか

はい、特にご意見等がないようですので、お諮りします。

「弘前市建築審査会平成28年第1号審査請求事件の裁決について」は裁決書（案）に記載されているとおり、「却下」裁決とすることにご異議ございませんか

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって「弘前市建築審査会平成28年第1号審査請求事件の裁決について」は裁決書（案）に記載されているとおり、「却下」裁決とすることに決定します。

それでは、皆様この裁決書にそれぞれ押印をお願い致します。

（押印）

ありがとうございました。

なお、この裁決書の今後の取扱いにつきましては、行政不服審査法第42条第4項の規定に基づき、裁決書の謄本を審査請求人と不作為庁弘前市長へ送付することといたします。

以上で本日の審議を終了いたします。

どうもお疲れ様でした。

司会 | それではこれもちまして、本日の審査会を閉会いたします。ありがとうございました。